

2016 吹上浜砂の祭典

〔物産・飲食出店募集要項〕

全期間

日時：平成 28 年 5 月 1 日（日）から 5 月 31 日（火）までの 30 日間

ゴールデンステージ（5 日間） 5/1（日）～ 5/5（木） 午前 9 時から午後 9 時まで
セカンドステージ（25 日間） 5/7（土）～ 5/31（火） 午前 9 時から午後 5 時まで
※休園日 5/6（金）＜会場内テント撤去・飲食ブース移動等＞

場所：南さつま市金峰町高橋 砂丘の杜きんぼう内特設会場

※セカンドステージのブース場所については、ゴールデンステージのブース場所から変わる可能性があります。

1. 出店募集数について

(1) 物産ブース 全期間（ゴールデン+セカンド（30 日間））**未定**

(2) 飲食ブース 全期間（ゴールデン+セカンド（30 日間））**未定**

（※物産・飲食ブース共に全期間出店できる事が必須条件となります。また、飲食ブースは一業者、1ブースとします。）

※応募数が出店募集数を上回る場合は抽選となります。なお、下記については抽選の対象外とします。

①砂の祭典実行委員会と観光交流を継続している都市の出店業者。

②加世田常潤高校及び砂の祭典をはじめ南さつま市の各種イベントに全面的に協力を受けている業者、団体等。

2. 対象業者等について

原則として南さつま商工会議所、南さつま市商工会又は南さつま市観光協会に3年以上（平成 25 年 4 月 1 日以前に加入）継続して加入している業者及び団体（3つのうちいずれか一つの加入で可）、又は南さつま市に店舗を構える業者とします。また、平成 24 年 10 月施行の南さつま市暴力団排除条例に係る暴力団等に該当しないもの。

3. 出店料について

(1) 小間代

区 分	物産ブース	飲食ブース
全期間 (ゴールデン+セカンド)	40,000 円	160,000 円

※物産ブースで会場内にて飲み物（ジュース・コーヒー・焼酎）を調理して販売する場合は別途 20,000 円かかります。

(2) その他

区 分		物産ブース	飲食ブース
共通管理経費（ポロシャツ、水道料、照明、ゴミ処分等）		5,000 円	11,000 円
電気（通常） コンセント 1 口	全期間 (ゴールデン+セカンド)	8,000 円	
電気（24H） コンセント 1 口	全期間 (ゴールデン+セカンド)	15,000 円	
机 1 個当り 1,500 円			
椅子 1 個当り 300 円			

※出店料は出店説明会の日に徴収します。出店説明会後にキャンセルされた場合の出店料は原則として返納しません。また、都合により実行委員会が会場を閉鎖した場合は出店料を按分し返納します。

4. 小間について

- (1) 小間のサイズは、物産は1小間当り 3.6m×3.6mとなります。飲食の場合は、コンテナ(2.35m×5.81m)での出店となります。
- (2) 電気については、申込みに応じて小間内に配線しコンセントを設置します。なお、使用する電気の容量は2kw以内とします。
- (3) 水道については、申込みに応じて小間内に配管し蛇口、排水溝を設置します。
- (4) 店舗ごとの看板については、共通様式により作成し、設置します。
- (5) 夜間警備については、祭典期間中は常駐警備員を配置しますが、貴重品や高価な出店物は持ち帰るなど各自で責任を持って管理して下さい。

5. 販売行為について

- (1) 会場内で調理して提供する場合は、「飲食」として扱います。
※日常営業、販売している店舗で調理したものを会場内で販売する場合は「物産」として扱います。
- (2) 販売する商品ごとに、プライスカード(値札)を表示して下さい。
- (3) 飲食ブース及び物産ブースで飲み物を調理して販売する出店業者は、各自で保健所への営業許可申請及びPL保険(生産物賠償責任保険)への加入手続きを行い、その写しを実行委員会事務局へ提出して下さい。
- (4) ビール等酒類を販売する場合は、国税庁の期限付酒類小売業免許が必要です。申請してから許可が下りるまで時間を要しますので、小間の配置が決まり次第、直ちに知覧税務署で手続きを行い、その写しを実行委員会事務局へ提出して下さい。

※祭典会場の地番 … 南さつま市金峰町高橋 4148 番地 1

6. 廃棄物の処理と清掃について(搬出時間は15:00・21:00)

- (1) 販売配布に係るゴミについては、販売配布した業者が責任をもって回収して下さい。
- (2) 回収したゴミは、分別、洗浄を徹底したうえで指定の場所へ出して下さい。
- (3) 業務の終了時には、小間の内外の清掃を行い、常に小間周りを清潔にして下さい。

7. 保安・防災について

- (1) プロパンガスの設置は、テント又はコンテナの外に設置し、転倒ないようにコンパネ等を床に敷き、チェーン等でボンベを巻いて下さい。
- (2) 火気周りには防火板を設置し、必ずテント又はコンテナ内に消火器を備えて下さい。
- (3) 万一、災害が発生した場合は、来場者の避難誘導を第一とします。
 - ① 出口、避難路の確認 → 来場者を火災現場へ寄せ付けない
 - ② 祭典本部への連絡 → 周辺のスタッフにいち早く連絡
 - ③ 119番への通報・負傷者収容と救急車手配

8. 募集締め切り及び出店説明会について

- (1) 別紙申込書により 平成28年3月11日(金)までに祭典事務局へ申し込んで下さい。
- (2) 従事者名簿、誓約書も申込書と同時に提出して下さい。
(従事者名簿に記載以外の者は従事できません。変更の場合は、業者説明会までに、文書で提出して下さい。また、生年月日も確実に記載くださるようお願いいたします。)
- (3) 出店説明会は4月中旬を予定しています。日時については別途案内します。

9. その他

機材等の搬入・搬出、使用車両の通行・駐車、IDカード、食事券の取扱い等については出店説明会で説明します。